

公益財団法人食品等持続的供給推進機構債務保証業務規程

制 定	平成 4 年	3 月 3 0 日
一部変更	平成 1 1 年	4 月 1 日
一部変更	平成 1 4 年	7 月 1 1 日
一部変更	平成 1 7 年	1 1 月 4 日
一部変更	平成 1 8 年	9 月 2 0 日
一部変更	平成 1 9 年	4 月 2 日
一部変更	平成 1 9 年	6 月 2 9 日
一部変更	平成 2 0 年	8 月 2 2 日
一部変更	平成 2 1 年	1 1 月 2 4 日
一部変更	平成 2 3 年	3 月 3 1 日
一部変更	平成 2 5 年	1 0 月 2 3 日
一部変更	平成 2 6 年	1 1 月 1 8 日
一部変更	平成 2 7 年	8 月 1 0 日
一部変更	平成 2 8 年	7 月 1 日
一部変更	平成 2 9 年	8 月 1 日
一部変更	平成 3 0 年	7 月 9 日
一部変更	平成 3 0 年	1 0 月 2 2 日
一部変更	令和 元年	7 月 1 6 日
一部変更	令和 2 年	9 月 2 8 日
一部変更	令和 4 年	9 月 3 0 日
一部変更	令和 7 年	4 月 1 日
一部変更	令和 7 年	1 0 月 1 日

目 次

第 1 章	総 則
第 2 章	債務保証の対象
第 3 章	債務保証基金
第 4 章	保証の金額等の最高限度
第 5 章	債務保証契約
第 6 章	その他

第 1 章 総 則

（目 的）

第 1 条 この業務規程は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 5 9 号。以下「食品等持続的供給法」という。）第 2 5 条の規定に基づき、公益財団法人食品等持続的供給推進機構（以下「機構」という。）の債務保証業務の実施に関する基本的事項を定め、もって業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第 2 条 機構は、その債務保証業務の重要性及び緊急性にかんがみ、関係機関との緊密な連携の下に、その効果的かつ能率的な運営を期するものとする。

（用 語）

第3条 この業務規程で使用する用語は、食品等持続的供給法、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。）、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）、物資の流通の効率化に関する法律（平成17年法律第85号。以下「物資流通効率化法」という。）、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号。以下「米粉・エサ米法」という。）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化・地産地消法」という。）及び農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。）において使用する用語の例による。

第2章 債務保証の対象

（保証に係る資金の種類）

第4条 機構は、次に掲げる資金の借入に係る債務を保証する。

(1) 次に掲げる事業の実施に必要な設備資金

イ 認定安定取引関係確立事業活動等又は認定連携支援事業

ロ 認定食品流通円滑化事業

ハ 承認経営革新事業又は認定経営力向上事業（中小企業等経営強化法第26条第1項第1号に規定する食品等製造業者等が実施するものに限る。）

二 認定総合効率化事業（物資流通効率化法第4条第18号に規定する食品等生産業者等が実施するものに限る。）

ホ 承認地域経済牽引事業（地域未来投資促進法第21条第1項第1号に規定する食品等製造業者等が実施するものに限る。）

ヘ 認定農商工等連携事業（農商工等連携促進法第10条第1項第1号に規定する食品等製造業者等が実施するものに限る。）

ト 認定生産製造連携事業（米粉・エサ米法第11条第1項第1号に規定する食品等製造業者等が実施するものに限る。）

チ 認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業（六次産業化・地産地消法第15条第1項第1号に規定する認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者が実施するものに限る。）

リ 認定輸出事業（輸出促進法第38条第1項に規定する認定輸出事業者が実施するものに限る。）

(2) (1)の事業及び輸出促進業務（輸出促進法第50条第1項第1号に規定する認定農林水産物・食品輸出促進団体が行うものに限る。以下同じ。）の維持発展に必要な試験研究費、試作費、市場調査費等の運転資金

（債務保証の対象者）

第5条 機構は、前条の事業等を実施する者（次に掲げる者にあつては、それぞれ次に掲げる法律の規定に基づく債務保証によることが困難な場合に限る。）及び輸出促進業務を行う認定農林水産物・食品輸出促進団体の債務を保証する。

(1) 農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号）第2条第1項に規定する農業者等

(2) 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）第13条第2項に規定する林業者等

(3) 中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）第2条第1項に規定する中小漁業者等

(4) 信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第20条第4項に規定する中小企業者等（次に掲げる法律の規定に基づく認定又は承認を受けたものを除く。）

イ 中心市街地活性化法第48条

ロ 中小企業等経営強化法第14条又は第17条

ハ 物資流通効率化法第6条

- ニ 地域未来投資促進法第13条
- ホ 農商工等連携促進法第4条
- ヘ 米粉・エサ米法第4条
- ト 六次産業化・地産地消法第5条又は第7条
- チ 輸出促進法第37条

(債務保証の範囲)

第6条 機構は、借入の元本、利息及び損害金の合計額の90%以内（認定農林水産物・食品輸出促進団体にあっては50%以内）を保証する。

2 前項の損害金は、最終弁済期日（期限の利益喪失の日を含む。以下同じ。）の翌日から起算して60日を超えない期間に係るものとする。ただし、分割弁済期日に約定弁済が行われない場合の当該損害金については、当該分割弁済期日の翌日から起算して120日を超えず、かつ、最終弁済期日の翌日から起算して60日を超えない期間に係るものとする。

3 第1項の損害金は、貸付利率と同一の利率で計算するものとする。

第3章 債務保証基金

(債務保証基金)

第7条 機構に、債務保証業務の円滑化を図るため、債務保証基金を設ける。

2 債務保証基金は、保証債務を弁済するとき以外は取り崩してはならない。

3 債務保証基金は、次の各号に掲げる方法により管理する。

- (1) 確実な金融機関への預金
- (2) 国債証券、地方債証券等確実な有価証券の保有
- (3) 前号により取得した有価証券の信託を営む銀行若しくは信託銀行への信託
- (4) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

第4章 保証の金額等の最高限度

(保証の金額の合計額の最高限度)

第8条 機構は、保証債務の残高の合計額が債務保証基金額に達するまで保証を行うことができる。

(一被保証者に対する保証の金額の最高限度)

第9条 機構は、一被保証者に対する保証債務の残高が4億円（認定農林水産物・食品輸出促進団体にあっては8千万円）に達するまで、当該一被保証者に対して保証することができる。

(債務保証の期間等)

第10条 機構の債務保証の期間は、20年以内とする。

2 機構が保証する被保証者の借入金の据置期間は、3年以内（認定農林水産物・食品輸出促進団体にあっては1年以内）とする。

第5章 債務保証契約

(債務保証料等の徴求)

第11条 機構は、借入の元本に係る保証債務の残高に対して、年0.8%以内の割合で計算した債務保証料を徴求するものとする。

2 機構は、被保証者が債務保証料の支払いを怠ったときは、その怠った金額に対して年1.4%の割合で計算した保証違約金を徴求するものとする。

(保証人)

第12条 機構は、被保証者が機構の債務保証に係る貸付を行う者（以下「貸付機関」という。）に

対して負担する債務について、貸付機関と機構との保証契約により機構が当該被保証者に対して将来有することがある求償債権を保全するため、連帯保証人を徴求することができる。

（担保の徴求）

第 13 条 機構は、必要に応じて、被保証者及び保証人から担保を徴求することができる。

（約定書の締結）

第 14 条 機構は、貸付機関と借入に係る債務保証に関して約定書を締結するものとする。

（債務保証の申込）

第 15 条 機構は、被保証者から債務保証委託書を貸付機関を経由して提出させるものとする。

2 機構は、当該貸付機関から調査意見書を添付した債務保証申込書を提出させるものとする。

（債務保証の承諾）

第 16 条 機構は、前条の債務保証委託書及び債務保証申込書の提出を受けたときは、すみやかに審査し、債務保証の諾否を決定するものとする。

2 機構は、債務保証を承諾するときは、被保証者には債務保証承諾書を、貸付機関には債務保証書を交付するものとする。

3 機構は、債務保証を拒絶するときは、被保証者及び貸付機関にその旨を通知するものとする。

（貸付実行報告書等の提出）

第 17 条 機構は、貸付機関が機構の保証に係る貸付を実行したときは、当該貸付機関からすみやかに貸付実行報告書を提出させるものとする。

（資金使途確認報告書の提出等）

第 18 条 機構は、貸付機関に資金の使途を確認させ、資金使途確認報告書を提出させるものとする。

2 機構は、必要に応じて、前項の資金使途確認報告書の内容を確認するため、被保証者から証拠書類の提出を求め、又は実地に調査することができる。

（回収報告書等の提出）

第 19 条 機構は、機構の債務保証に係る貸付の元本が支払われたときは、貸付機関からすみやかに回収報告書を提出させるものとする。

（延滞報告書の提出）

第 20 条 機構は、機構の債務保証に係る貸付の元本及び利息が約定期日に支払われなかったときは、貸付機関からすみやかに延滞報告書を提出させるものとする。

（保証条件の変更）

第 21 条 被保証者は、機構の債務保証に係る貸付の条件を変更しようとする場合において、引き続き保証を受けようとするときは、機構に対して保証条件の変更の申請をしなければならない。

2 機構は、前項の規定により被保証者が保証条件の変更の承諾を申請するときは、当該被保証者から保証条件変更申請書を貸付機関を経由して提出させるものとする。

3 前項の場合において機構は、当該貸付機関から調査意見書を添付した保証条件変更申込書を提出させるものとする。

4 機構は、保証条件の変更を承諾するときは、当該被保証者には保証条件変更承諾書を、当該貸付機関には保証条件変更書を交付するものとする。

5 機構は、保証条件の変更を拒絶するときは、当該被保証者及び当該貸付機関にその旨を通知するものとする。

（被保証者の通知義務）

第22条 機構は、被保証者に次に掲げる事由が生じたときは、当該被保証者から遅滞なくその旨を通知させるものとする。

- (1) 期限の利益を失い、貸付機関から債務の履行の請求を受けた場合
- (2) 貸付機関と当該被保証者との間に債務の更改、相殺、免除、混同及び時効等当該債務に影響を及ぼす事由が生じた場合

（貸付機関の通知義務）

第23条 機構は、貸付機関が被保証者につき債務の履行を困難にする事情が生じたことを知ったときは、当該貸付機関から遅滞なくその旨を通知させるものとする。

（保証債務の免除）

第24条 機構は、貸付機関が故意又は重大な過失により機構の債務保証に係る貸付債権の保全又は取立を怠ったため弁済を受けることができなくなったときは、当該貸付機関が適切な措置をとれば弁済を受けることができたであろう限度において債務保証の履行の義務を免れるものとする。

（債務保証の取消）

第25条 機構は、貸付機関が約定書、債務保証書（第21条の規定により保証条件の変更があった場合は、保証条件変更書）及び機構の業務規程に違反したときは、債務保証を取り消すことができる。

- 2 機構は、機構が債務保証書を発行した日から起算して60日を経過したのち貸付機関がなお当該貸付の全部又は一部を実行しないときは、債務保証を取り消すことができる。

（債務保証条件変更の取消）

第26条 機構は、貸付機関が保証条件変更書の発行の日から起算して60日を経過したのち、なお貸付条件の変更の手続きを完了しないときは、保証条件の変更の承諾を取り消すことができる。

（保証債務の履行）

第27条 機構は、被保証者が最終弁済期日の翌日から起算して60日を経過したのち、なおその債務の全部又は一部を履行しない場合において、貸付機関から請求があったときは、当該貸付機関に対して保証債務を履行するものとする。ただし、この期間については、機構は、当該貸付機関と協議の上変更することができる。

- 2 前項に規定する保証債務の履行請求は、最終弁済期日の翌日から起算して1年を経過した日以降においては、これを行うことができない。

（求償権の行使方法等）

第28条 機構は、前条の規定により保証債務を履行したときは、ただちに、被保証者に対してはその履行により取得した求償権に基づく債務を、保証人に対しては求償権に係る保証債務を履行させるものとする。

（保証債務の履行に係る違約金）

第29条 機構は、第27条の規定に基づき保証債務を履行したときは、その履行した金額について履行の日から回収の日までの期間につき年10.95%の割合で計算した違約金を被保証者から徴求するものとする。

（求償権の消却）

第30条 機構は、保証債務の履行により取得した求償権その他の権利について債務者から弁済を受ける見込みがないときは、必要に応じ、その全部又は一部を償却することができる。

第6章 その他

（被保証者の事業等実施状況報告）

第31条 機構は、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）の3の（2）の規定に基づき定められた目標の達成度を評価するため、被保証者から、第4条の事業等を開始した年度から当該事業等を終了した年度の翌年度までの各年度終了後1月以内に、当該事業等の実施状況報告書を提出させるものとする。

（業務の委託）

第32条 機構は、必要に応じて、債務の保証に関する業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

附 則

この業務規程は、平成4年3月30日から施行する。

附 則

この業務規程の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成11年4月1日）から施行する。

附 則

この業務規程の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成14年7月11日）から施行する。

附 則

この業務規程の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成17年11月4日）から施行する。

附 則

この業務規程の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成18年9月20日）から施行する。

附 則

この業務規程の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成19年4月2日）から施行する。
この業務規程の変更以前に行われた債務保証については、なお従前の例による。

附 則

この業務規程の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成19年6月29日）から施行する。
ただし、改正後の第31条の規定は、平成19年4月1日以降に債務保証を受けた被保証者に対して適用する。

附 則

この業務規程の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成20年8月22日）から施行する。

附 則

この業務規程の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成21年11月24日）から施行する。

附 則

この業務規程の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成23年3月31日）から施行する。

附 則

この業務規程の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成25年10月23日）から施行する。

附 則

この業務規程の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成 26 年 11 月 18 日）から施行する。

附 則

この業務規程の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成 27 年 8 月 10 日）から施行する。

附 則

この業務規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の改正規定（「第 2 条第 12 号」を「第 2 条 17 号」に改める部分に限る。）は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 36 号）の施行の日から施行する。

附 則

この業務規程の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成 29 年 8 月 1 日）から施行する。

附 則

この業務規程の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成 30 年 7 月 9 日）から施行する。

附 則

この業務規程の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成 30 年 10 月 22 日）から施行する。

この業務規程の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（令和元年 7 月 16 日）から施行する。
この通知による変更前の本業務規程により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この業務規程は、農林水産大臣の認可のあった日（令和 2 年 9 月 28 日）から施行する。ただし、第 9 条以外の一部変更に係る規定は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 58 号。以下「経営承継円滑化法等の一部改正法」という。）の施行の日（令和 2 年 10 月 1 日）から施行する。
- 2 経営承継円滑化法等の一部改正法の施行の際現に経営承継円滑化法等の一部改正法第 2 条の規定による改正前の中小企業経営強化法（以下「改正前中小強化法」という。）第 16 条第 1 項の認定を受けている異分野連携新事業分野開拓計画及び施行日以後に経営承継円滑化法等の一部改正法附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前中小強化法第 16 条第 1 項の認定を受ける異分野連携新事業分野開拓計画に関する食品等流通法の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。
- 3 経営承継円滑化法等の一部改正法の施行の際現に経営承継円滑化法等の一部改正法附則第 6 条の規定による廃止前の中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（以下「旧地域産業資源活用事業促進法」という。）第 6 条第 1 項の認定を受けている地域産業資源活用事業計画及び施行日以後に経営承継円滑化法等の一部改正法附則第 8 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる旧地域産業資源活用事業促進法第 6 条第 1 項の認定を受ける地域産業資源活用事業計画に関する食品等流通法の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。
- 4 経営承継円滑化法等の一部改正法の施行の際現に旧地域産業資源活用事業促進法第 8 条第 1 項の認定を受けている地域産業資源活用支援事業計画及び施行日以後に経営承継円滑化法等の一部改正法附則第 9 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる旧地域産業資源活用事業促進法第 8 条第 1 項の認定を受ける地域産業資源活用支援事業計画に関する食品等流通法の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

附 則

この業務規程は、農林水産大臣の認可のあった日（令和４年９月３０日）から施行する。ただし第３条から第６条まで、第９条及び第１０条並びに第３１条の一部変更に係る規定は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第４９号）の施行の日（令和４年１０月１日）から施行する。

附 則

この業務規程の変更は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和６年法律第23号）の施行の日（令和７年４月１日）から施行する。

附 則

- 1 この業務規程の変更は、令和７年10月１日から施行する。
- 2 この通知による変更前の本業務規程により実施した事業については、なお従前の例による。